

長野県短期大学付属幼稚園規則の一部を改正する規則案について

教育総務課

1 改正の理由

平成 28 年度末に長野県短期大学付属幼稚園を閉園するため、平成 27 年度以降入園児の募集を停止することに伴い、所要の改正を行う。

2 改正の概要

平成 27 年度以降入園児の募集を停止することに伴い、平成 27 年度及び平成 28 年度の入園できる者、学級数、入園定員及び総定員を以下のとおりとする。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
入園できる者	満 3 ～ 5 歳	満 4 ～ 5 歳	満 5 歳
学級数	4 学級	2 学級	1 学級
入園定員	30 人	0 人	0 人
総定員	90 人	60 人	30 人

(参考) 幼稚園の実際の状況

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
5 歳児 (年長)	18 人	(15 人)	(5 人)
4 歳児 (年中)	15 人	(5 人)	募集停止
3 歳児 (年少)	5 人	募集停止	募集停止

3 施行期日

公布の日

長野県短期大学付属幼稚園規則の一部を改正する規則

長野県短期大学付属幼稚園規則（昭和40年長野県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、同項の次に次の2項を加える。

（平成27年度における入園資格等の特例）

2 平成27年度における第3条及び第4条の規定の適用については、第3条中「満3歳」とあるのは「満4歳」と、第4条中「4学級」とあるのは「2学級」と、同条第1号中「30人」とあるのは「0人」と、同条第2号中「90人」とあるのは「60人」とする。

（平成28年度における入園資格等の特例）

3 平成28年度における第3条及び第4条の規定の適用については、第3条中「満3歳」とあるのは「満5歳」と、第4条中「4学級」とあるのは「1学級」と、同条第1号中「30人」とあるのは「0人」と、同条第2号中「90人」とあるのは「30人」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育総務課

長野県短期大学付属幼稚園規則新旧対照表

改正案	現行
<p>附 則 <u>(施行期日)</u></p> <p>1 この規則は、昭和40年4月1日から施行する。 <u>(平成27年度における入園資格等の特例)</u></p> <p>2 平成27年度における第3条及び第4条の規定の適用については、第3条中「満3歳」とあるのは「満4歳」と、第4条中「4学級」とあるのは「2学級」と、同条第1号中「30人」とあるのは「0人」と、同条第2号中「90人」とあるのは「60人」とする。 <u>(平成28年度における入園資格等の特例)</u></p> <p>3 平成28年度における第3条及び第4条の規定の適用については、第3条中「満3歳」とあるのは「満5歳」と、第4条中「4学級」とあるのは「1学級」と、同条第1号中「30人」とあるのは「0人」と、同条第2号中「90人」とあるのは「30人」とする。</p>	<p>附 則 この規則は、昭和40年4月1日から施行する。</p>